パソコンサービスご利用規定

1. パソコンサービスによる照会サービス

照会サービスは、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)からのパソコンなどの端末機による依頼にもとづき、 あらかじめ指定された依頼人名義の口座(以下「照会指定口座」といいます。)の振込明細、入出金明細および 口座残高を照会する場合に利用できるものとします。

- (1) 照会サービスの受付等
- ① 照会サービスを利用する場合は、当行が定めた番号の電話あてに送信を行い、当行の定める方法および操作 手順にもとづいて、当行所定の内容をパソコンなどの端末機により操作してください。
- ② 当行で受信した照会指定口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号が、当行にあらかじめ届出されている照会指定口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。
- ③ すでに応答した内容について訂正依頼その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく変更または取消いたします。
- ④ このサービスの利用時間は当行が定めた時間内とします。
- 2. パソコンサービスによる振込・振替サービス

振込・振替サービスは、依頼人からのパソコンなどの端末機による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名 義の口座(以下「支払指定口座」といいます。)よりご指定金額を引落のうえ、依頼人が指定した当行および他 金融機関の国内本支店の口座(以下「入金指定口座」といいます。)へ入金する場合に利用することができるも のとします。

- (1) 依頼は、依頼人が所有(専有・管理)するパソコンなどの端末機を使用して送信してください。
- (2) 入金指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当行所定の書面により届出る方法(以下、「事前登録方式」といいます)、または振込の都度、国内の当行本支店または他の金融機関の口座を指定する方法(以下、「都度指定方式」といいます)により取扱います。なお、「都度指定方式」による振込振替には一見の振込先に振込できる便利さがある反面、契約者の操作により何処にでも振込が可能となるリスクを十分理解のうえ、利用するものとします。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
- ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- ② 支払指定口座と入金指定口座とが上記①以外の場合は「振込」として取扱います。
- (4) 振込または振替の受付等
- ① 振込・振替サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号の電話あてに送信を行い、 当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をパソコンなどの端末機により操作してください。

- ② 当行で受信した支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号(以下「支払指定口座番号」といいます。)・暗証番号が、当行にあらかじめお届けいただいた支払指定口座番号および当行とあらかじめ取り決めた暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。
- ③ ご依頼の内容については、当行が 1 件毎に最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- ④ 振込・振替サービスにより振込または振替を依頼する場合、振込指定日は依頼人のパソコンなどの端末機を通じて指定した日とし、指定できる日は、銀行所定の期間とします。なお、当行は依頼人に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- ⑤ ご依頼の内容が確定した場合、当行はただちに(振込予約の場合は振込指定日に)支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。なお、通知預金解約金については、元利合計額を振替金額として取扱います。
- ⑥ 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定、 通知預金規定ビジネスカードローン規約にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出 は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- ⑦ この取扱いによる 1 回あたりの振込金額または振替金額の限度は、あらかじめ指定した金額の範囲内とします。また、振込・振替サービスの利用時間は当行が定めた時間内とします。
- ⑧ 以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取扱いはできません。
- イ 振込または振替処理時に、振込金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じ。)をこえるとき。

ただし、振込指定日における振込予約の依頼合計が支払指定口座より払戻すことのできる金額をこえるときは、そのいずれを振込または振り替えるかは当行の任意と致します。

- □ 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
- ハ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
- ニ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- (5) 入金指定口座への入金ができない場合には、振込取引または振替取引はなかったものとします。
- (6) 振込予約を取消す場合は、振込指定日の前営業日の当行所定の時刻までは依頼人のパソコンなどの端末機から、取消依頼を行うことができますが、それ以降は後記(?)に規定する「組戻し」により取扱うものとします。
- (7) 組戻し・振込内容の変更
- ① 振込の組戻しまたは変更の依頼にあたっては、支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。
- ② 当行は依頼人からの依頼内容にもとづき、組戻依頼電文または訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。組戻しされた振込資金は、支払指定口座または引落指定口座に入金します。
- ③ (7)①の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しまたは訂正ができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。

- ④ 組戻し・訂正の受付にあたっては、当行所定の組戻・訂正手数料をいただきます。
- 3.総合振込、給与振込、口座振替、集金代行、地方税納入などの各データ伝送サービス
- (1) 当行が受信した「暗証番号および支店番号・預金科目・口座番号」が当行に事前にお届けの「暗証番号および支店番号・預金科目・口座番号」と一致した場合にはその送信者を依頼人とみなします。
- (2) データ伝送により総合振込、給与振込、口座振替、集金代行、地方税納入などのサービスをご利用の場合は、別途締結していただく契約書または利用規定により取扱います。

4. 手数料等

- (1) パソコンサービスの利用期間中は、毎月当行所定の利用手数料を支払ってください。
- (2) 振込・振替サービスおよびデータ受付サービスにより振込む場合には、当行所定の為替手数料を支払ってください。
- (3) 利用手数料および為替手数料は、毎月 1 ヵ月分を取りまとめのうえ、当行所定の振替日(パソコンサービスを解約するときは解約日)に、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで手数料引落指定口座から自動的に引落します。

5. 取引内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、貯蓄預金通帳、通知預金通帳、定期預金通帳への記入または当座預金勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは当行の機械記録内容をもって処理させていただきます。

6. 免責条項

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害・電話の不通ならびに通信混雑により取扱いまたは情報の提供が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、当行が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際、送信された支払指定口座番号、暗証番号、受取人番号および確認コードとあらかじめ届出されている支払指定口座番号、受取人番号、当行とあらかじめ取り決めた暗証番号および当行があらかじめ指定した確認コードとの一致を確認して取扱いしましたうえは、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 申込書類等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

7. 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の方法によりただちにお届けください。この届

出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、 1 年以上にわたり、この取扱いによる振込または振替が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ、その取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

9. 規定の変更

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
- ① 契約者の一般の利益に適合する場合
- ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第 1 項第 2 号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1 ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定、当 座勘定貸越取引約定書、通知預金規定、定期預金規定、貯蓄預金規定、ビジネスカードローン規約により取扱 います。

11. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

附則

第1条(電子決済等代行業者のサービスの利用について)

- 1.契約者は、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者(以下「利用可能サービス業者」といいます)のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、店番号・科目コード・口座番号および照会用暗証番号を利用可能サービス業者に提供することができるものとします。ただし、店番号・科目コード・口座番号および照会用暗証番号以外の本人確認の情報については、利用可能サービス業者に対しても提供しないものとします。
- 2.利用可能サービス業者のサービスの利用は契約者の判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。

- 3.契約者の店番号・科目コード・口座番号および照会用暗証番号を受信した場合、当行は、契約者自身が利用可能サービス業者に店番号・科目コード・口座番号および照会用暗証番号を提供したものであるか、利用可能サービス業者が契約者に代わって操作を行う正当な権限を有するか等を確認することなく、契約者ご本人からの操作とみなします。
- 4.当行は、当行の判断により、随時利用可能サービス業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ウェブサイト等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に店番号・科目コード・口座番号および照会用暗証番号を提供していた契約者は速やかに照会用暗証番号を変更するものとします。
- 5.契約者が店番号・科目コード・口座番号および照会用暗証番号を提供していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、契約者の責任において、当該サービスの解約及び照会用暗証番号の変更を行うものとします。
- 6.契約者が利用可能サービス業者に提供した店番号・科目コード・口座番号および照会用暗証番号を用いた不正送金による被害については当行による補償の対象にはならないものとし、契約者は利用可能サービス業者から補償を受けるものとします。

以上

(2023年2月1日現在)